

守山市給水装置工事設計施工指針



平成30年8月1日改正

守山市上下水道事業所

この「守山市給水装置工事設計施工指針」(以下「指針」という。)は、守山市の給水区域内において、給水装置工事を行う上必要な事柄を定めるものである。特に防災や漏水時等の緊急工事の円滑な実施等のため、配水管から水道メーターまでの給水装置工事に該当する事柄については守山市における給水装置工事の工事上の条件とする。

守山市指定給水装置工事事業者は、この指針および守山市上下水道事業所が発行している共通仕様書を遵守し、工事を施工しなければならない。

第1章 給水装置について

1 給水装置とは

「需要者に水を供給するために水道事業管理者の施設した配水管から分岐し設けられた給水管およびこれに直結する給水用具(水道メーターを除く。)をいう。」条例第3条第1号

2 給水装置工事とは

「給水装置を新設、改造、修繕(水道法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)または撤去するための工事をいう。」

軽微な変更 — 単独水栓の取替え及び補修並びにこま及びパッキン等末端に設置された給水用具の部品の取替えのうち、配管を伴わない給水装置工事であること。

工 事 — 工事に先だってあらかじめ行う調査から、計画の立案、工事の施工、竣工検査までの一連の過程の一部又は全部をいうものであること。

3 守山市水道事業給水条例(抜粋)

(1) 給水装置の新設等の申込(条例第5条)

給水装置工事を行おうとする者は、「給水装置工事申込書」により、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(2) 給水装置工事の費用負担(条例第6条)

給水装置工事の費用は、工事の申込者の負担とする。

(3) 水道使用者等の管理上の責任(条例第20条)

水道使用者等は善良な管理者の注意をもって、水を汚染し、または漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

(4) 給水管及び給水用具の指定（条例第8条）

ア 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管および給水用具について、その構造および材質を指定することができる。

イ 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事および当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

(5) 手数料（条例第29条）

手数料は、次の各号（略）の区別により、申込者からの申込の際、これを徴収する。

(6) 加入金（条例第30条）

給水装置工事（新設またはメーターの口径を増やす工事に限る。）の申込者は、申込みの際に定める加入金を納入しなければならない。

第2章 給水装置の設計及び管理

1 事前調査及び協議

設計にあたっては、工事申込者との連絡を密にするとともに、事前に次に掲げる調査等を実施し、工事申込者、施設工務課及び関係機関他との協議を十分行うこと。

(1) 工事場所

町名、丁目、番地等住居表示番号

(2) 使用水量

使用目的（事業・住居）、使用人数、取付栓数 等

(3) 既設給水装置の有無

所有者、布設年月、口径、管種 等

(4) 屋外配管

水道メーター、止水栓（仕切弁）等の位置、布設位置

(5) 屋内配管

給水栓の位置（種類と個数）、給水用具

(6) 配水管の布設状況

口径、管種、布設位置、仕切弁 等

(7) 道路の状況

種別（国道・県道・市道・私道等）、幅員 等

(8) 各種埋設物の有無

種類（下水道・ガス・電気・電話等）、布設位置 等

(9) 現地の施工環境

施工時間（昼・夜）、関連工事

ア 既設給水管から分岐する場合

所有者、布設年月 等

イ 受水槽方式の場合

受水槽の構造、位置 等

ウ 工事に関する同意承諾の取得確認

私有地給水管埋設の同意、分岐の同意、その他利害関係人の承諾

エ 開発行為の場合

施設工務課の開発許可条件（許可番号）

オ 建築確認

建築確認通知（番号）

カ その他

2 給水方式の決定

給水方式は、直結直圧方式及び受水槽方式とし、直結・受水槽併用方式は認めない。

また、直結増圧ポンプは認めない。

(1) 直結直圧方式

直結直圧方式の給水は、2階建（住宅）程度の建築物までとする。

ただし、2階建て屋上部分における散水用等の単独水栓1栓についてのみ、口径が20mm以上の水道メーターを設置し、かつ水圧低下による水量不足等の発生について施主等が承諾（承諾書の提出義務あり）すれば、直結直圧方式による給水を認めることとする。

(2) 受水槽方式

3階建以上に給水設備を備える建築物または、2階建程度の建築物であっても次のような場合には、受水槽方式とする。なお、受水槽直前の直圧給水部分に、水質検査および受水槽故障時の応急対用の水栓を設けること。

ア 需要者の必要とする水量、水圧が得られない場合

イ 病院等で災害時、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な場合

ウ 一時に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合

- エ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合
- オ 周囲の配水管の布設口径、給水需要の状況から給水方式について指導による場合
- カ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合

(3) 共同住宅・長屋住宅・店舗・事務所等

共同住宅・長屋住宅・店舗・事務所等においては、戸数にかかわらず公設の親メーターを設置するものとし、公設の個別メーターを設置することはできない。

また、上記既存建物に個別メーターが設置されていても、建替え時には親メーターに変更しなければならない。

なお、散水栓を設置する場合は、市と協議の上、別途給水管引き込みのもと、親メーター（1個のみ）を設置することができる。

3 計画使用水量及び給水管の決定

- (1) 計画使用水量は、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮した上で決定すること。
 - ア 直結式給水における計画使用水量は、給水用具の同時使用の割合を十分考慮して実態にあった水量を設定する。
 - イ 受水槽式給水における計画使用水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。一般に受水槽への単位時間当たり給水量は、1日当たりの計画使用水量を使用時間で除した水量とする。
- (2) 給水管の口径は、計画使用水量を十分に供給できるもので、かつ経済性も考慮した合理的な大きさにすること。（開発行為に関する技術基準）

4 書類作成

書類を作成するにあたっては、事前に調査及び協議した内容を吟味し、作成すること。

(1) 工事申込書の書き方

ア 給水装置工事申込書（記入例を参考にする）

申込者には記入する内容を十分に説明し、理解を得て必要事項の欄は必ず記入すること。

- (ア) 申込者の住所、氏名（ふりがな）及び押印
- (イ) 給水装置工事の設置場所、用途
- (ウ) 給水装置工事の申込等に関する委任状
- (エ) 工事を行う指定給水装置工事事業者の名称及び指定番号、印

- (オ) 工事を担当する主任技術者の氏名、交付番号及び押印
- (カ) 工事期間、メーター設置（取付・未取付）の記入
- (キ) 使用材料調書の作成
 - a 使用する材料の名称（商品名でも可）及び数量
 - b 基準適合の欄には、使用する材料が法に基づく基準に適合していることの確認方法（認証番号等でもよい）を明記すること。
 - c 枠が足りないときは別紙に記入すること。
- (ク) 平面図、配管図の作成
 - a 配管図に使用する材料の口径や形状を記入しておくこと。
 - b メーター位置の寸法等を記入すること。
 - c 延長を記入すれば縮尺無しでよい。
 - d 既設管がある場合は、既設を破線、新設を実線で記入すること。また、既設管の位置を明確にすること。
 - e 臨時使用の工事は、明記しておくこと。
 - f 臨時使用の工事で撤去を伴うものは、その図も記入すること。

以上(ア)～(ク)が申込の際には必ず記入していなければならない箇所である。

- (ケ) 配水管からメーターまでの管理の委任

申込者から受けた給水装置工事のうち、配水管からメーターまでの部分工事がある場合には、申込者に説明し、署名・押印してもらうこと。
- (コ) 給水装置の所有権変更届
 - a 土地あるいは家屋で所有者が変更となり、既設の給水装置がある場合、その前所有者に署名及び捺印すること。

例) 開発行為により宅地分譲地の工事が行われ、そのときにメーターまで設置されており、その分譲地を購入し家を新築する場合等
 - b 既存の家屋の所有者が変更になったとき。
 - (a) 改築等で給水装置の改造等（軽微な変更は除く）を行う場合は工事申込が必要であるため、申込書に添付されている所有権変更届に記入すること。
 - (b) 給水装置に変更がない（軽微な変更を含む）場合は「水道使用（変更）届出書」（条例施行規程第11条様式第5号）を提出すること。
- (ク) メーター口径の記入

メーターを新たに設置または口径変更の場合は、メーターの口径を記入し、既設メーターがある場合はメーター番号も記入すること。特に工

事申込時に新規加入金、また変更のときは加入金の差額を納入することとなるので十分注意すること。

(シ) 利害関係人の同意書等の提出

- a 給水装置を設置するときに第三者との利害関係が生じる場合は、当事者間で協議をして、申込人において利害関係人との同意等を得ておくこと。そして工事申込のときに当事者間で交わした同意書等の写しを添付すること。
- b 他人の土地を使用して給水装置を設置するとき。
- c 他人の所有する給水管を分岐しようとするとき。

(ス) 道路名の記入

道路の管理区分により必要な申請書類を添付すること。

- a 国道及び県道の場合
道路占用許可申請
- b 市道の場合
道路管理者許可書（写し）「掘削承認書」

(セ) 地下埋設物の記入

事前調査で工事箇所水道管以外の地下埋設物がある場合は記入すること。（大阪ガス、NTT、関電、下水道管等）

(ソ) 給水方法の記入

受水槽方式の場合は、その有効容量を記入すること。また開発行為に対する施設工務課の許可条件を確認しておくこと。

(タ) 建物の形態の記入

学校や工場等の形態を記入すること。

(チ) 横断図（管路）の記入

道路掘削を伴う場合は記入すること。

- a 縮尺をあて記入すること。枠が足りないときは、一部を省略してもよい。
- b 道路に縦断で配管するときは、その代表的な箇所の横断を記入すること。国道あるいは県道及び市道にまたがって工事するときは、市道の横断を記入すること。（国道あるいは県道の横断は申請書類に添付する。）
- c 開発行為の造成により新設の道路に配管する場合で、道路が複数になるときは、別紙に記入すること。ただし、その道路横断が同じ時は、1箇所の横断でもよい。
- d 水路の横断がある場合は、その水路横断図も記入すること。

(ツ) 横断図（舗装）の記入

管理者と協議した舗装本復旧断面を記入すること。仮復旧を行う場合は、その厚みを記入すること。

※開発による分譲地等の工事の場合にその必要な図は、平面図（管延長）

配管図、横断図等 A 3 サイズ程度で別紙として添付し、縮尺を明記すること。

(2) 他の必要書類

給水装置工事の申込書を提出する際には、給水装置工事申込書にそれぞれ必要な書類を同時に提出しなければならない。

ア 配水管の分岐から水道メーターまでの工事

(ア) 掘削する道路が公道の場合

- a 国道及び県道 ー 道路占用許可申請書
- b 市道 ー 道路管理者許可書（写し）

(イ) 掘削する道路が私道の場合 ー 所有者の同意書（写し）

イ 水道メーターから給水器具までの工事

使用材料によっては、その構造及び材質が基準に適合しているか確認できる証明書等を求めることがある。

ウ 配水管の分岐から水道メーターまでの給水装置工事のうち、その一部を市へ帰属する場合

【水道施設等引継書】

(ア) 掘削する道路が公道の場合

- a 国道及び県道 ー 道路占用許可申請書
- b 市道 ー 道路管理者許可書（写し）

(イ) 掘削する道路が私道の場合 ー 土地使用承諾書

エ 配水管の分岐から水道メーターまでの工事

(ア) 掘削する道路が公道の場合

- a 国道及び県道 ー 道路占用許可申請書
- b 市道 ー 道路管理者許可書（写し）

(イ) 掘削する道路が私道の場合 ー 所有者の同意書（写し）

オ 明らかに建設業法に基づく許可が必要であると認められる工事については、建設業の許可の写しを求めることがある。

5 管理

- (1) 給水装置工事主任技術者は、竣工図等の書類検査または現地検査により、給水装置の指定材料及び給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認すること。

- (2) 給水装置工事主任技術者は、次の場合には必ず立会すること。
- ア 指定した材料の確認
 - イ 配水管から分岐するとき
 - ウ 通水するとき
 - エ 完了検査
 - オ その他指示があったとき
- (3) 耐圧試験は次の手順により行い、試験水圧は原則として 0.7Mpa とする。
- ア メーター接続用ソケット又はフランジにテストポンプを連結する。
 - イ 給水栓等を締めて、給水装置内及びテストポンプの水槽内に充水する。
 - ウ 充水しながら、給水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。
 - エ 空気が完全に抜けたら、給水栓等を閉める。
 - オ 加圧を行い水圧が 0.7Mpa に達したら、テストポンプのバルブを閉めて 1 分以上その状態を保持し、水圧の低下の有無を確認する。
 - カ 宅地造成による新設される道路等に設置された給水装置の耐圧試験は、支障ないときは、加圧した後、2 時間の計測を行う。この場合の水圧は 0.7Mpa とする。なお、加圧の降下は、30 分経過で 5 % 以内、2 時間経過で 10 % 以内であること。
 - キ 試験終了後は、適宜、給水栓を開いて圧力を下げてからテストポンプを取り外す。
- (4) 既設配水管に付属する仕切弁及び不断水割丁字管で分岐したときの第一仕切弁の開閉は、原則として市職員が行う。

第 3 章 水の安全・衛生対策

1 水の汚染防止

- (1) 配管規模の大きい給水装置等で配管末端に給水栓等の給水用具が設置されない行き止まり管は、配管の構造や使用状況によって停滞水が生じ、水質が悪化するおそれがあるので極力避けること。ただし、構造上やむを得ず停滞水が生じる場合は、末端部に排水機構（泥吐管）を設置すること。
- (2) 分譲住宅等の開発行為で新設される道路に配管する場合は、その末端に排水機構を設置すること。その排水は道路側溝にすること。
- (3) 学校等のように一時的、季節的に使用されない給水装置には、給水管内に長期間水の停滞を生じることがあるため、排水機構を設けること。
- (4) 給水管路の途中に有毒薬品置場、有毒物の取扱場、汚水槽等の汚染源がある場合

は、給水管が破損した際に有毒物や汚物が水道水に混入するおそれがあるので、その影響のないところまで離して配管すること。

- (5) H I V P、P P、配水用ポリエチレン等の合成樹脂管は、有機溶剤等に侵されやすいので、鉱油・有機溶剤等油類が浸透するおそれがある箇所には、さや管等で適切な防護措置を施すこと。
- (6) 接合用シール材、又は接着剤は、水道用途に適したものを使用すること。

2 破壊防止

- (1) 給水管が水路等を横断する場合は、原則として水路等の下に設置すること。
やむを得ず水路等を上越しして設置する場合には、高水位以上の高さに設置し、かつさや管（金属製）等により、防護措置を講じること。
- (2) 水路等の下あるいは上越しなどで空気の停滞が生じるおそれのある配管となる場合は、これを排除するため空気弁を設置すること。

3 侵食防止

- (1) サドル分水栓を使用するとき、ポリエチレンシートで全体を覆うようにして包込み、固定すること。
- (2) 鋳鉄管からの取出しでサドル付分水栓により分岐、穿孔した通水口には、防食コアを挿入し、防錆措置を施すこと。
- (3) 鋳鉄管の切管については、切口面にダクマイル管補修塗料を施すこと。

4 逆流防止

受水槽等には、吐水口端から越流面までに必要な吐水口空間を確保すること。

5 凍結防止

水路等の上越しによる外部露出管は保温材による防護措置を講じること。

第4章 給水装置の施工（口径別使用材料表及び指定材料表）

1 給水管の分岐

- (1) 水道以外の管との誤接続を行わないよう十分な調査をすること。
- (2) 既設給水装置からの分岐に当たっては、他の給水管の分岐位置から30cm以上離すこと。また、配水管等の継手端面からも30cm以上離すこと。
- (3) 分岐管の口径は、原則として、配水管等の口径より2段階小さい口径とすること。

- (4) 分岐は配水管等の直管部からとし、異形管及継手から分岐を行わないこと。
- (5) 分岐には、配水管等の管種及び口径並びに給水管に応じたサドル分水栓、不断水割丁字管またはチーズを用いること。
- (6) 分岐に当たっては、配水管等の外面を十分清掃し、サドル分水栓等の給水用具の取付はボルトの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。
- (7) 配水管等への穿孔機の取り付けは、配水管等の損傷及び作業の安全を考慮し、確実に取り付けなければならない。
- (8) 配水管の中で铸铁管に穿孔する場合は、配水管に施されている内面ライニング材、内面塗膜等の剥離に注意するとともに、サドル分水栓での穿孔端面にはその防食のために、防食コアを装着すること。
- (9) 配水用ポリエチレン管に穿孔する場合は、専用の穿孔機を使用し、配水用ポリエチレン用铸铁サドル分水栓を使用し、管に傷、汚れがないかを確認して穿孔すること。
- (10) ポリエチレンシートを使用してサドル分水栓全体を覆うようにして固定し、腐食の防止を図ること。
- (11) 平成27年度以降に敷設したダクタイル铸铁管（DCIP）Φ300mm以上のNS形、GX形および本市が基幹管路と定める配水本管からの給水管の分岐は原則認めない。
- (12) 開削の際に、既設配水管にTS継手を確認した際は、施工工務課に連絡するとともに、対応について協議すること。

2 給水管の埋設深さ及び占用位置

- (1) 給水管の埋設深さは、道路部分にあつては土被り（管頂部と路面）0.6～0.9m以下としないこと。ただし、国道・県道以外で配水管が1.2m以下に埋設されている場合は、その埋設深さとしてもよい。
- (2) 敷地部分における給水管の埋設深さは、0.3m以上を標準とする。
- (3) 道路部分に配管する場合は、他の埋設物に十分注意し、離隔をとること。
- (4) 道路を横断して配管する場合は、施工工務課と協議した占用位置に配管すること。
- (5) 管には保護砂（山砂あるいは川砂）を施すこと。なお、保護砂の厚さは、φ40mm以下は管の上下に10cm、φ50mm以上は管の上下に15cmを基本とする。
- (6) 給水管は原則、配水管から直角に分岐し、メーターまで直線で配管を行い、その延長（サドル分水栓から止水栓まで）は原則6m以内とする。なお、今後配水管の延伸が見込まれないと市長が判断した場合に限り、10mまで可とする。

3 給水管の明示

- (1) 道路部分に布設する給水管は、埋設標示シートを埋戻しの第一層目の上（保護砂を

- 除く)に布設し、位置を明示すること。(ケーシングワイヤは分岐から止水栓までとする)
- (2) 引き込み位置の把握を行えるように、道路側溝の宅地側に表示ピン(「水」等の記載があり、給水管であることが判るもの)を打つ等の措置を施すこと。

4 止水栓の設置

- (1) 止水栓は必ず設置し、メーターボックス内に収納すること。
- (2) 分岐工事で、メーターを設置しない場合は、止水栓にプラグを取り付けること。

5 仕切弁の設置

- (1) 仕切弁は次の箇所に必ず設置すること。
- ア 分譲宅地の開発等で新設される道路に配管する場合は、配水管との分岐直後及び管末に仕切弁を設置すること。
 - イ 分譲宅地の開発等で新設される道路へ配管する場合で配水管から新設される道路までの距離があるときは、配水管との分岐直後、新設される道路口(既設道路との接続部)及び管末に設置すること。

(2) 仕切弁の設置場所

分譲宅地の開発等で新設される道路に配管する場合は、既設道路と接続部における新設される道路側に設置すること。

(3) 仕切弁ボックス

- ア 弁ボックス鉄蓋の方向は市章マークを管末側に設置すること。
- イ 管末の排水として設置する仕切弁ボックスは鉄蓋にある市章マークを排水口に向けて設置すること。
- ウ 団地等の密集地で各道路がループ化している場合は、市の指示を受けること。

(4) ドレン弁

ドレン弁の仕切弁体は鋳鉄製とする。

なお、本線に直接設置し、将来ドレン弁から接続を伸ばす可能性がある場合は本線と同様の口径でソフトシール弁を設置し、二次側の管種はワンランク落とす異形管まで一次側の管種と同様の管を敷設すること。以下の管種はHIVP管を設置すること。

ただし、市より指示があった場合はこの限りではない。

6 水道メーターの設置届および設置

- (1) 水道メーターを設置する場合は、給水装置工事申込書に配管図を明記のうえ、水道使用(変更)届出書に、記載事項を明記して提出すること。
- (2) 水道メーターの受け取りを希望する場合は、承認書の写しに必要事項およびメー

ター設置希望日時を記入の上、提出すること。翌日以降に、水道メーター設置届と水道メーター、蝶ネジを手渡すものとする。

- (3) 水道メーターの受け取りは、原則主任技術者とする。
- (4) 主任技術者は水道メーターを受け取ったのち、ただちに取付け、4日以内に水道メーター設置届、盗水防止キャップを施設工務課に提出すること。
- (5) 水道メーター設置届の裏面に、設置後の写真を貼り付けること。撮影については、黒板に承認番号・メーター番号を記入し、スケールにてメーターボックス位置、水道メーターの蓋を開け内部の写真を提出すること。
- (6) 水道メーターは、原則として道路境界線に最も近接した敷地部分（境界から1m程度敷地内）に設置する。検針に支障が予測される駐車場、住宅奥地、植込庭等に設置することはできない。共同住宅、長屋住宅、店舗等についても同様とする。
- (7) 水道メーターはメーターボックス内に収納すること。
- (8) 水道メーターの設置に当たっては、水道メーターに表示されている流入方向の矢印を確認したうえで水平に取付けること。
- (9) 取付け完了後に、パイロットの回転、漏水の確認および残留塩素濃度、p hの測定を行うこと。
- (10) 一般住宅は、1宅地に1給水管、1水道メーターの設置とする。但し、2世帯住宅、同一敷地の別棟等で生活または営業の形態が明確に区分できると判断できる場合、および、その他市長が認めた場合に限り、公設の個別水道メーターを2個に限り設置することができる。
- (11) 同一敷地内の共同住宅または事業所で、既に複数の公設メーターが設置されているものは、改造工事を行なうときに、公設メーターの統合を行うこと。
- (12) 一度設置した水道メーターを移動、高さ変更等をする場合、施設工務課と協議すること。

7 配管工事

配水管および給水管の配管については次のとおりとし、使用する最小口径は給水管Φ20mm、配水管Φ7.5mmとする。なお、埋設位置の明示方法については、給水管と同様とする。

- (1) 水道用ポリエチレン管（二層管）の接合（PE管）「Φ20～Φ25mm」
 - ア 継手は原則離脱防止型とし、ワンタッチ式継手を使用する場合、ウエッジリングは金属製とし、温度により変形、漏水が発生しない構造の製品を使用すること。（仮設、臨時配管はこの限りではない。）
 - イ 切管は管軸に直角に切断し、管厚の3/4程度挿口の面を取ること。またその際、接合部の付着物はウエス等できれいに清掃すること。

- ウ 接合前にソケット部受口のOリング、ウエッジリングの有無、傷、ねじれ等を確認すること。
 - エ ソケット部の受口長さを、管にマーキングし、挿し込み後確認する。
 - オ 解体しソケットを再使用する場合は、Oリング、ウエッジリングを取替える。
 - カ 接合後、受口のすき間に砂等が入らないように、ビニールテープをまくこと。
 - キ PEとHIVPの接続は塩ビソケットを使用すること。
 - ク その他、給配水管の施工に関しては各種施工要綱に基づき施工すること。
- (2) 耐衝撃性硬質塩化ビニール管の接合 (HIVP) 「Φ30～50」
- ア 継手は伸縮可とう性があり、離脱防止構造のものを使用すること。
 - イ 管の切断面は面取りを行うこと。
 - ウ パイプに標線を入れ、分解せずにそのまま標線まで差し込むこと。
 - エ 離脱防止の締め付けは、マーキングを行った上で製品のトルク表を参考にし適切に行うこと。
 - オ 伸縮幅が確保されているかを確認すること。
 - カ ドレン管についてはTS継手の使用も可とする。
- (3) ダクタイル鋳鉄管の接合 (DCIP) 「Φ75～」
- ア 原則GX形とし、施工指針に基づくものとする。
 - イ 離脱防止機能を有しない継手を使用する場合、すべての継手部に特殊押輪を使用すること。
 - ウ 挿し口及び特殊押輪をきれいに清掃して、滑剤を十分に塗布し、確実に挿入すること。
 - エ 滑剤は、継手用滑剤に適合するものを使用し、グリース等の油剤類は絶対使用しないこと。
 - オ T頭ボルトを受け口から挿入し、平均に締め付けていくようにし、受け口と押輪間隔が均一に確保されるようにすること。
 - カ 特殊押輪はT頭ボルトを均一に締め付けた後、特殊押輪の押しねじを上下左右等の順に一对の方向で徐々に数回にわたって締め付けるようにしなければならない。
 - キ 切断後に塗料にて切口修正をして、内部の切粉を洗浄すること。
- (4) 配水用ポリエチレン管 (HPPE) 「Φ75～Φ150mm」
- ア 管に傷はないか、管に付着している土や汚れをペーパータオルまたは清潔なウエスで清掃すること。
 - イ 管端から測って規程の差込長さの位置に標線を記入し、削り残しや切削むらの確認を容易にするため、切削面をマーキングすること。
 - ウ スクレーバを用いて管端から標線までの管表面を切削すること。

- エ 管の切削面と EF ソケットの内面全体をエタノールまたはアセトン等を浸み込ませたペーパータオルで清掃すること。
- オ 所定のパイプカッターを用いて管を切断すること。
- カ 切削・清掃済みの管にソケットを挿入し、端面に沿って円周方向にマーキングを行います。
- キ EF ソケットに双方の管を標線位置まで挿入し、クランプを用いて管と EF ソケットを固定すること。
- ク コントローラの電源を入れ、継手の端子に出力ケーブルを接続し、コントローラに付属のバーコードリーダーを読み込みます。
- ケ コントローラのスタートボタンを押し、通電を開始すること。
- コ EF ソケットのインジケータが左右とも隆起していることを確認すること。
- サ 融着終了後、規定の時間、放置・冷却すること。
- シ 冷却終了後、クランプを取り外しすること。
- ス ソケットに日付・冷却時間を記入すること。
- セ 弁と管との接合継手、消火栓等設置丁字管はメカドレッサーで接合すること。

8 空気弁

空気溜りを生じるおそれがある場所にあつては、空気弁を設置すること。

またΦ75mm以上の配管で次の場所にあつては必ず空気弁を設置すること。

- (1) 水路等の構造物で上越しを行う場合
- (2) 水路等の構造物で伏越しを行う場合は次のとおりとする。
 - ア 構造物の伏越し部とその前後で曲管等で落差をつけるときは、空気弁を設置すること。
 - イ 構造物の伏越し部とその前後で落差をつける必要がないとき（構造物が小規模のとき等）は、空気弁を設置しなくてもよい。

9 その他

- (1) 配管は、直管及び継手を接続することにより行うこと。配管資材を曲げ加工して使用しないこと。
- (2) 事故防止のため、他の埋設物との間隔を30cm以上確保すること。
- (3) 給水装置工事は、いかなる場合でも衛生に十分注意し、工事の中断時又は1日の工事終了後には、管端にキャップ等で管栓をし、汚水等が流入しないようにすること。
- (4) 完了後、1年以内の漏水及びメーターの移設は施工者の責任において処理すること。
- (5) メーター移動、メーター嵩上げ下げ、メーターボックス交換については、所有者に

有料であることを伝え、指定工事店（守山市管工事業協同組合）に申し込みをするように伝えること。

第5章 土工事等

1 土工事

- (1) 工事は、関係法令等を遵守し、設備の不備、不完全な施工等によって事故や障害を起こすことがないようにすること。
- (2) 掘削に先立ち事前の調査を行い、安全かつ確実な施工ができるような工法を行うこと。
- (3) 道路を掘削するときは、1日の作業範囲とし、掘置きはしないこと。
- (4) 水道及び他の地下埋設物の近くを掘削するときは、人力掘削とし、位置を確認しながら、慎重に掘削すること。
- (5) 道路内における埋戻しは、良質土を用いて、原則として厚さ30cmを超えない層ごとに十分締固め、将来陥没、沈下等をおこさないようにしなければならない。また他の埋設物周りの埋戻しに当たっては、その管理者の指示によること。

2 道路復旧工事

- (1) 舗装本復旧
 - ア 舗装本復旧は、在来舗装と同等以上の強度及び機能を確保するものとし、舗装構成は、道路管理者が定めるものによるほか、関係法令に基づき施工しなければならない。
 - イ 工事完了後、速やかに既設の区画線、道路標示及び標識類を原状復旧すること。
- (2) 舗装仮復旧
 - ア 舗装仮復旧は埋戻し後、直ちに施工しなければならない。
 - イ 仮復旧の表層材は、常温又は加熱アスファルト合材によらなければならない。
 - ウ 仮復旧跡の路面には、白線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示による標示をペイント等により標示すること。

3 水路の伏越し等

- (1) 水路の伏越し
 - ア 水路の伏越しする箇所の河床が安定していない（底打ちがない）場合、水路の底面から2m以上の深さに埋設すること。
 - イ 水路の伏越しする箇所の河床が安定している（ボックスカルバート等）場合、水路の

底面から 30 cm以上の深さに埋設すること。

(2) 水路の上越し

ア けたの両側に布設すること。

4 現場管理

- (1) 工事施行に当たっては、関係法令を遵守するとともに、常に工事の安全に留意し、現場管理を適切に行い、事故防止に努めること。
- (2) 道路工事に当たっては、交通安全等について道路管理者及び所管警察署長と事前に相談して、その指示に従うこと。
- (3) 工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等は関係法令の規定に基づき、工事施行者が責任をもって適正かつ速やかに処理すること。
- (4) 工事中、万一不測の事故等が発生した場合は、直ちに所管警察署長、道路管理者に通報するとともに、水道事業管理者に連絡しなければならない。工事に関しては、あらかじめこれらの連絡先を確認し、周知徹底させておくこと。
- (5) 他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従わなければならない。
- (6) 掘削に当たっては、工事場所の交通の安全等を確保するために保安設備を設置し、必要に応じて保安要員（交通整理員等）を配置すること。また、その工事の作業員の安全についても十分留意すること。
- (7) 工事施行者は、本復旧工事施工まで常に仮復旧箇所を巡回し、路盤沈下、その他不良箇所が生じた場合又は道路管理者等から指示を受けたときは、直ちに修復をしなければならない。

第6章 工事検査等

1 検査（市の検査）

- (1) 中間検査（主任技術者の立会が必要）
 - ア 分岐からメーター（給水装置）
 - (ア) 指定材料の確認
 - (イ) サドル分水栓から止水栓まで水圧加圧試験（0.7Mpa 1分以上計測）
 - (ウ) 分岐の確認
 - (エ) 通水
 - (オ) 保護砂（山砂・川砂）の確認
 - イ 分岐からメーター（Φ75以上帰属施設がある場合）
 - (ア) アと同様

(イ) 随時施工状況を確認する

ウ メーター設置（新規、口径変更等）

水道メーター器設置届および写真を提出すること。

(2) 完了検査（主任技術者の立会が必要）

完了検査は承認書の写しを完了届・検査願に添付すること。

ア 分岐からメーター（給水装置）

(ア) 舗装状況（仮復旧・本復旧）の確認

(イ) 弁類の据え付け状況の確認

(ウ) メーターボックスの据え付け状況の確認

イ 分岐からメーター（Φ75以上帰属施設がある場合）

(ア) アと同様

(イ) 竣工図（位置図・平面図・配管延長・配管詳細図・横断図・土工断面図）により検査を行うので、完了届・検査願に添付すること。

(ウ) 水圧加圧試験（0.7Mpa 2時間計測）

※加圧の降下は、30分経過で5%以内、2時間経過で10%以内であること。

(エ) 配水管等給水開始前検査記録（給水装置工事）の検査をします。

ウ メーター設置（新規、口径変更等）

水道メーター器設置届および写真を提出すること。

エ メーターから給水器具

水圧加圧試験（0.7Mpa 1分以上計測）

オ 分岐からメーターから給水器具

(ア) 分岐からメーターまでの間はアと同様とする

(イ) メーター設置はウと同様とする

(ウ) メーターから給水器具までの間はエと同様とする

分岐から給水器具までの一連の工事で、検査が同時に行える場合は、アとイを同時に行うが、分岐からメーターまでとメーターから給水器具までの工事で時間差がある場合は、完了している工事を仮検査として行うことがある。

なお、検査は職員の指示により立会および書類等で行うこととし、職員の指示を拒んではならない。

(3) 舗装本復旧の確認

舗装の給水装置工事時に舗装仮復旧し、後日、舗装本復旧を行う場合は、完了検査時は仮復旧の状態でもよい。その場合、本復旧が完了したときは、市へ連絡（場所及び承認番号）し、舗装状況を確認する。そのときの主任技術者の立会は不要。

2 添付書類等

工事完了届・検査願を提出するときは、次の書類を添付すること。

- (1) 分岐からメーターまで（守山市給水装置工事（一次側）写真管理基準に基づき写真を提出すること）

ア 工事写真

(ア) 市職員の分岐の立会をする際、デジタルカメラで撮影すること。撮影は着工前から仮舗装完了までとし、とくに注意する箇所として、分岐前の水圧テスト、穿孔後のコアの確認状況は必ず撮影すること。

(イ) 帰属施設については次の写真を撮影すること。

- a 配管状況（埋設深さ、位置等がわかるもの）
- b 保護砂（山砂・川砂）
- c 曲管部
- d 異種管との接続部
- e 水路伏越し部
- f その他指示する箇所

イ 竣工図3部・水圧記録紙

ウ 給水装置工事施工状況確認表

- (2) メーターから給水器具

ア 竣工図（変更のある場合）

イ 給水装置工事施工状況確認表

3 市の検査日

検査は次の曜日とする。

上下水道同時検査（宅内） 木曜日：9時～11時30分、13時30分～16時30分

それ以外の検査（宅内以外） 木曜日および祝日を除く月曜日～金曜日：9時～11時30分、13時30分～16時30分

- (1) 水道メーター器の受け渡しは、施設工務課で執務時間中随時行う。
- (2) 上下水道同時検査は上記検査日を変更することがある。
- (3) 検査は、必ず承認書をコピーし、社印を押印の上、検査日の3日前までに申し込むこと。上下水道同時検査にあつては、同週月曜日の午前中までに承認書のコピーの他、給水装置工事施工状況確認表を提出の上、申し込むこと。
なお、検査時に連絡の取れる連絡先を記入すること。

第7章 施工条件等

1 工事の承認

申請者施行による承認工事については、「工事承認書」を本市に提出すること。(写し)

2 承認工事の施工

承認工事の施工については、本市の承認を得た設計図書に基づき施工すること。

3 承認工事の施工業者

(1) 給水管Φ50mm以下承認工事

承認工事については、守山市指定給水装置工事事業者により施工させること。

(2) 配水管Φ75mm以上承認工事（本管布設工事）

承認工事については、本市が認めた施工業者において施工させること。

なお、「本市が認めた施工業者」とは、指名願で水道施設業の登録があり市内に本店及び営業所を有する者で配水用ポリエチレンパイプシステム協会の受講証を所有している者。

4 分岐工事の施工業者

本市が認めた施工業者において施工させること。

なお「本市が認めた施工業者」とは守山市指定給水装置工事事業者および下記の要件を満たす者をいう。

VP・HI管・铸铁管を穿孔する場合は、給水装置工事配管技能者講習会修了者、給水装置工事配管技能者認定者または給水装置工事配管技能検定会合格者。

配水用ポリエチレン管を穿孔する場合は配水用ポリエチレンパイプシステム協会の受講証を有する者。